



2025年3月6日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、2024年8月20日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しております訴訟に関して、本日、和解確定調書を受け取りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および訴訟和解の確定日

東京地方裁判所民事第6部

2025年2月27日（和解確定調書等を受け取った日：2025年3月6日）

2. 訴訟の提起から和解に至った経緯

当社は株式会社ピースコンサルタントに対して2022年8月31日に営業貸付金として融資を実施しました。その後、株式会社ピースコンサルタントより当初の支払期日での返済が困難であるとのことで申し出があり、両社協議の上で、返済期日の延長も行いましたが、返済期日を過ぎても株式会社ピースコンサルタントからの支払いはなされませんでした。

当社は2024年6月20日及び6月25日に株式会社ピースコンサルタント及び連帯保証人である石田英明氏を債務者として、支払督促の申立てを行ったところ、株式会社ピースコンサルタント及び石田英明氏から、それぞれ2024年7月30日及び8月2日付で督促異議申立てがあったため、民事訴訟法395条の規定により支払督促の申立日に遡って、東京地方裁判所に当該被告2名に対する貸金返還請求として、15,548,451円及びこれに対する遅延損害金を求める訴えの提起をしておりましたが、協議の結果、和解が成立いたしました。

3. 和解の内容

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して本件解決金として15,548,451円及び内14,952,054円に対する2023年12月28日から支払済みまで年20%の割合による金員の支払い義務があることを認める。
- (2) 被告の株式会社ピースコンサルタントは、前項の金員のうち250,000円を本和解の席上で原告に対し交付し、原告はこれを受領した。被告らは、原告に対し、連帯して第1項の金員のうち14,952,054円から前項の金員を控除した残金14,702,054円を次のとおり分割して支払う。
振込手数料は被告らの負担とする。

(1) 令和7年3月から令和11年12月まで、毎月末日限り250,000円ずつ

(2) 令和12年1月末日限り202,054円

4. 今後の見通し

本債権につきましては、2024年8月14日付「営業損失の計上に関するお知らせ」の開示において、貸倒引当金繰入として計上しており、現時点では本件の和解成立が当社の業績に与える影響はありません。なお、本件の和解により受領する解決金の会計処理については現在確認中です。

今後、状況の変化等により適時開示が必要となる場合は速やかにお知らせいたします。

以 上